

1-04. ライセンス契約書作成補助

対応モデル：GPT-5.1 / Claude Sonnet 4.5 / Gemini 2.5 Flash

難易度・リスク：★★★★（高度 - 必ず人手レビュー必須）

推定時間短縮：60 分～180 分

1. 目的

知的財産権（特許権・著作権・商標権等）の利用許諾に関するライセンス契約書を、許諾内容・対価・期間・地域に応じて自動生成します。独占/非独占、サブライセンスの可否、ロイヤリティ条件など、実務で頻出するバリエーションに対応しています。

情報保護

① 秘密保持契約(NDA)の締結



② 技術・権利内容の開示



③ 許諾条件の交渉



④ ライセンス契約書のドラフト作成



詳細検討

⑤ 法務・技術デュー・デリジェンス



⑥ 契約条件の最終調整



正式締結

⑦ ライセンス契約の締結

図 1: ライセンス契約締結フロー

📄 2. プロンプト本体（コピペ用）

以下のボックス内のテキストをコピーして、AI に入力してください。

📄 プロンプト本体（このボックスをコピーして使用）

あなたは知的財産権法および契約法務の専門家である企業法務担当者/弁護士です。日本法（特許法・著作権法・商標法・民法等）に基づき、実務で即利用可能なライセンス契約書を作成してください。

【入力情報】

- ライセンス対象：[特許権 / 著作権 / 商標権 / ノウハウ / その他]

- 対象物の詳細：[具体的な発明・作品・商標等の内容]
- ライセンサー（許諾者）：[会社名・個人名]
- ライセンシー（被許諾者）：[会社名・個人名]
- 許諾の態様：[独占的 / 非独占的 / 排他的]
- 許諾範囲：[利用目的・用途]
- 許諾地域：[日本国内 / 全世界 / その他]
- 許諾期間：[○年間 / 永続的 / その他]
- 対価条件：[一時金 / ランニングロイヤリティ / 混合型]
- ロイヤリティ率：[売上の○% / 1個あたり○円 / その他]
- サブライセンスの可否：[可 / 不可 / 条件付き]
- 改良発明等の取扱い：[ライセンサー帰属 / ライセンシー帰属 / 共有]
- その他特記事項：[競業避止・最恵待遇・最低保証等]

[不明な項目は「不明」と記載してください]

【処理手順】

- 1) 入力情報を整理し、ライセンスの類型（特許/著作権/商標/ノウハウ等）を判断
- 2) 許諾の態様（独占的/非独占的/排他的）に応じた権利内容を明確化
- 3) 許諾範囲（目的・用途・地域・期間）を具体的に記載
- 4) 対価条件（一時金・ランニングロイヤリティ）と支払方法を設定
- 5) サブライセンスの可否と条件を明記
- 6) 改良発明・派生著作物等の取扱いを規定
- 7) 契約終了時の処理（使用停止・在庫品の処理等）を記載
- 8) 損害賠償・解除条件を設定

【出力形式】

- 前文：当事者・ライセンス対象・目的を明記
- 第1条～第15条程度：各条項を条文形式で記載
- 末尾：日付・署名欄
- 補足：条項ごとの解説・カスタマイズポイントを簡潔に記載

【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- 許諾の態様（独占的/非独占的/排他的）の定義を明確化
- 許諾範囲（目的・用途・地域・期間）を具体的かつ限定的に記載
- ロイヤリティの算定基準・支払時期・監査条項を明示
- サブライセンスの条件と収益配分を規定
- 改良発明・派生著作物の権利帰属を明確化
- 契約終了時の在庫品・仕掛品の処理方法を規定
- 不爭義務（ライセンシーによる権利無効主張の禁止）の要否

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- ☐ 実名・機微情報は含めていないか確認した
- ☐ 許諾の態様（独占的/非独占的）が明記されているか
- ☐ 許諾範囲（目的・地域・期間）が具体的に記載されているか
- ☐ ロイヤリティの算定基準と支払方法が明確か

- ☐ サブライセンスの可否と条件が明記されているか
- ☐ 改良発明等の権利帰属が明確化されているか
- ☐ 契約終了時の処理が規定されているか

【注意事項】

- 本出力は法的判断の代行ではなく、検討材料の提供です
- 必ず人が検証し、組織の承認フローに従ってください
- 特に知的財産権の専門家（弁護士・弁理士）への相談を強く推奨します

3. 入力例

以下は実際の業務で使える入力例です。

入力例（コピーして使用）

ライセンス対象：著作権（ソフトウェア）

対象物の詳細：在庫管理システム「StockMaster」（バージョン 3.0）

ライセンサー（許諾者）：株式会社 A（ソフトウェア開発会社）

ライセンシー（被許諾者）：株式会社 B（小売業）

許諾の態様：非独占的

許諾範囲：自社の在庫管理業務での利用に限定

許諾地域：日本国内

許諾期間：3 年間（自動更新条項あり）

対価条件：初期ライセンス料 500 万円 + 年間保守料 100 万円

ロイヤリティ率：該当なし（買い切り型）

サブライセンスの可否：不可

改良発明等の取扱い：カスタマイズ部分はライセンシー帰属、ソースコードの著作権はライセンサー保持

その他特記事項：ソースコード開示なし、保守サポートは別契約

※個人情報・機密情報は架空のものを使用

✦ 4. 出力例（期待される結果）

以下は AI による実際の生成結果です。

出力例（AI による実際の生成結果）

【契約書ドラフト】

ソフトウェアライセンス契約書

株式会社 A（以下「ライセンサー」という。）と株式会社 B（以下「ライセンシー」という。）は、ライセンサーが開発したソフトウェア「StockMaster」（以下「本ソフトウェア」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（定義）

本契約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、ライセンサーが開発した在庫管理システム「StockMaster」バージョン 3.0 をいう。
- (2) 「許諾範囲」とは、ライセンシーが本ソフトウェアを使用できる範囲をいい、ライセンシーの自社の在庫管理業務に限定される。

第 2 条（ライセンスの許諾）

ライセンサーは、ライセンシーに対し、本契約に定める条件の下で、本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を許諾する。

ライセンシーは、本ソフトウェアを許諾範囲内においてのみ使用することができる。

本ライセンスは、日本国内に限定される。

第3条（ライセンス期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から3年間とする。

前項の期間満了の3ヶ月前までに、いずれかの当事者から書面による終了の通知がない場合、本契約は同一条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（ライセンス料）

ライセンシーは、ライセンサーに対し、本ソフトウェアの使用許諾の対価として、以下の金額を支払う。

(1) 初期ライセンス料：金500万円（消費税別）

(2) 年間保守料：金100万円（消費税別、毎年度初日に支払）

前項第1号の初期ライセンス料は、本契約締結後30日以内に、ライセンサーが指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

第5条（著作権）

本ソフトウェアに関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、ライセンサーに帰属する。

ライセンシーが本ソフトウェアをカスタマイズした部分の著作権は、ライセンシーに帰属する。ただし、本ソフトウェアの基本部分（ソースコード）の著作権は、ライセンサーに留保される。

第6条（サブライセンスの禁止）

ライセンシーは、本契約に基づく権利を第三者にサブライセンス（再許諾）することはできない。

第7条（禁止事項）

ライセンシーは、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 本ソフトウェアを複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること
- (2) 本ソフトウェアを第三者に譲渡、貸与、質入れすること
- (3) 本ソフトウェアを許諾範囲外で使用する事

【リスク分析】

ライセンサー側のリスク：

- 不正コピー・無断使用のリスク
- ソースコード流出のリスク
- ライセンシーの業績悪化による保守料未払いリスク

ライセンシー側のリスク：

- ソフトウェアの不具合による業務停止リスク
- ライセンサーの保守サポート打ち切りリスク
- ソースコード開示なしによるベンダーロックインリスク

※実際の AI 出力では全条項・全分析が生成されます

5. カスタマイズのポイント

自社向けに調整する場合：

- 許諾範囲の具体化：「自社の業務」だけでなく、具体的な業務内容・拠点・従業員数等を限定
- ロイヤリティ条件：ランニングロイヤリティ（売上連動型）の場合、算定基準・支払時期・監査権を詳細に規定
- 改良発明の取扱い：ライセンシーによる改良部分の権利帰属を明確化（グランドバック条項の検討）
- 不爭義務：ライセンシーがライセンス対象の権利の有効性を争わない条項の要否を検討

業種別の注意点：

業種	特記事項
製造業	特許ライセンスの場合、製造・販売・使用の各権利を明確に区別
IT・ソフトウェア	ソースコード開示の有無、派生著作物の取扱い、SLA（稼働率保証）を追加
金融・保険	個人情報を含むデータベースのライセンスの場合、個人情報保護法の遵守条項を強化
小売・サービス	商標ライセンスの場合、品質管理条項（ライセンサーによる監査権）を追加

? 6. よくある質問



図 2: ライセンス形態の比較

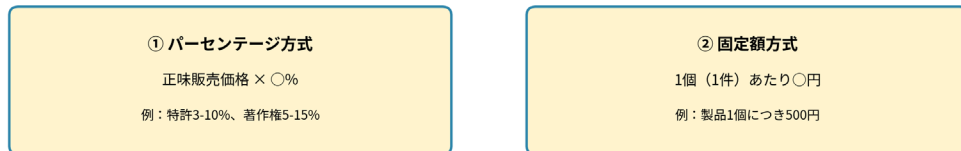
Q1: 独占的ライセンスと非独占的ライセンスの違いは何ですか？

A: 独占的ライセンスは、ライセンサーが他の誰にも（ライセンサー自身を含む）その権利を許諾しない形態です。非独占的ライセンスは、ライセンサーが複数のライセンシーに同時に許諾できる形態です。なお、「排他的ライセンス」は、ライセンサー自身は利用できるが、第三者には許諾しない中間的な形態です。独占的ライセンスは対価が高く、非独占的ライセンスは対価が低い傾向があります。

ロイヤリティの構造



【ランニングロイヤリティの算定方法】



【明確化すべき重要ポイント】

1. 算定基準（純売上高、粗利益、正味販売価格等）
2. 支払時期（四半期ごと、年度末等）
3. ミニマム・ロイヤリティ（最低保証額）
4. 監査権（帳簿閲覧・検査の権利）

※ 業種・技術の重要度・市場規模により
適切な料率は大きく異なります

図 3: ロイヤリティの構造

Q2: ランニングロイヤリティの算定基準はどう設定すればよいですか？

A: 一般的には「正味販売価格の○%」または「1 個あたり○円」で設定します。業種・製品により相場は異なりますが、特許ライセンスで 3-10%、著作権ライセンスで 5-

15%程度が目安です。重要なのは、算定基準（純売上高・粗利益等）、支払時期、最低保証（ミニマム・ロイヤリティ）、監査権を明確にすることです。

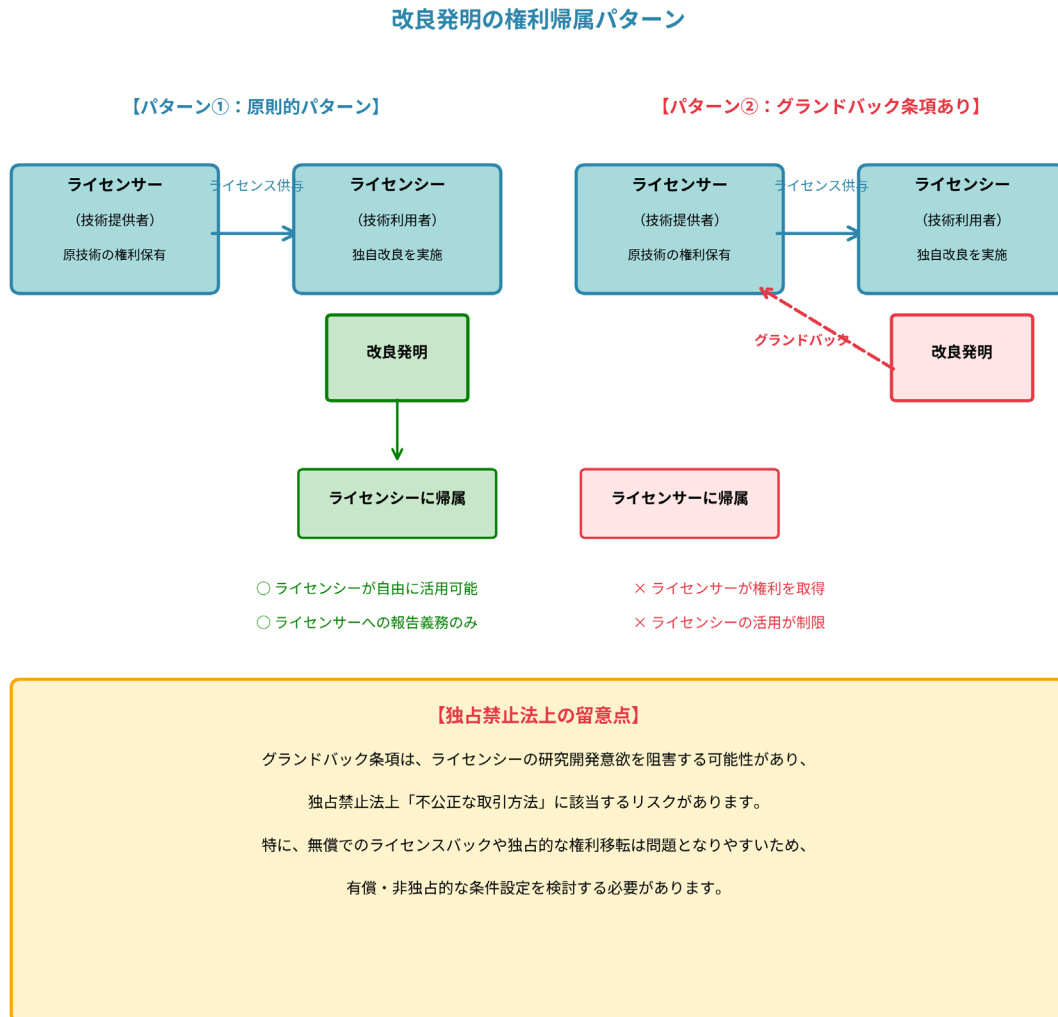


図 4: 改良発明の権利帰属パターン

Q3: 改良発明やカスタマイズ部分の権利はどう扱うべきですか？

A: 原則として、ライセンシーが独自に開発した改良部分はライセンシーに帰属し、ライセンサーの技術を利用した改良部分は協議または共有とするのが一般的です。ただし、ライセンサーが「グランドバック条項」を設けて、すべての改良発明をライセンサーに帰属させたり、無償でライセンスバックさせたりする契約もあります（ただし、独占禁止法の観点から問題となる場合があります）。

7. 関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的：

- 1-01. 秘密保持契約書（NDA）ドラフト作成 - ライセンス契約締結前の情報交換に使用
- 1-13. 知的財産権条項の検討 - ライセンス契約の知財条項を詳細に分析
- 6-01. 職務発明規程の作成 - 社内の発明者との権利関係を整理
- 6-04. ライセンス契約のロイヤリティ設計 - ロイヤリティ条項を詳細に検討

8. 重要な注意事項

 必ずお読みください

 必ずお読みください

【法的位置づけ】

- AI 出力は「分析の材料」「検討の視点」を提供するものです
- AI 出力をそのまま法的判断として使用しないでください
- 最終的な法的判断は、必ず人（法務担当者・弁護士）が行ってください
- ライセンス契約は高度な専門性を要するため、弁護士・弁理士への相談を強く推奨します

【情報セキュリティ】

- 機密情報・個人情報は匿名化・マスキングを前提に入力してください
- 実名、具体的な金額、固有名詞は伏せ字または架空の例に置き換えてください
- 各 AI のセキュリティ設定と利用規約を必ず確認してください

【弁護士法第 72 条との関係】

本プロンプトは「法律事務の代行」を行うものではありません。最終的な法的判断・意思決定は、必ず人（適切な権限を持つ者）が行います。